

平成25年第4回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成25年6月13日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	中間	建二	君	副委員長	西川	洋一	君
委員	大后	治雄	君	委員	中村	庄一郎	君
委員	関田		貢	委員	東口	正美	君
委員	床鍋	義博	君				

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

4番	実川	圭子	君	5番	和地	仁美	君
7番	二宮	由子	君	22番	中野	志乃夫	君

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田	新一	君	事務局次長	長島	孝夫	君
議事係長	下村	和郎	君	主事	櫻井	直子	君
主事	吉川	和宏	君				

出席説明員（7名）

副市長	小島	昇公	君	子ども生活部長	榎本		豊	君
福祉部長	吉沢	寿子	君	子育て支援課長	高杉	春行		君
保育課長	関田	孝志	君	福祉部副参事	石川	博隆		君
障害福祉課長	小川	則之	君					

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 第35号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例
- (3) 25第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

午後 2時10分 開議

○委員長（中間建二君） ただいまから平成25年第4回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（中間建二君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） 次に、第35号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議において提案理由の説明が終了しておりますが、資料が提出されておりますので、質疑に入る前に説明を求めます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） それでは、東大和市子ども・子育て支援会議条例の概要説明をさせていただきます。

御配付いたしました議案資料に基づきまして説明させていただきます。

本条例制定の理由でございます。

子供は社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子供を産み育てることのできる社会の実現は、社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つであります。近年の子供や子育てをめぐる環境の現実には厳しく、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じている家庭が少なくありません。さらには、保育園の待機児童の解消が強く求められていることから、地域を挙げて子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築するということが求められております。幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることと等に鑑み、地域において創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進する必要があります。

平成24年8月22日に子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律という、子ども・子育て関連3法が公布され、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設等を行い、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大確保、地域の子ども・子育て支援の充実が目指されます。子ども・子育て支援に関する新しい制度は、平成27年度から本格的に開始される予定となっております。この制度に伴い、市に対しまして、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。子ども・子育て支援法第77条では、この事業計画の策定等に関し、条例で審議会その他の合議制の機関を設置するよう努めるものとあります。

東大和市においても、この事業計画に地域の子育て当事者の意見を反映させることと等を目的に、当該計画等について審議等を行う東大和市子ども・子育て支援会議を設置するため、本条例を制定するものであります。

なお、条例の個別の説明でございますが、既に本会議において御説明しておりますことから、省略させていただきます。

3ページ以降は、子ども・子育て支援新制度の概略を参考に添付させていただきました。

以上で、東大和市子ども・子育て支援会議条例の概要につきまして御説明させていただきました。よろしく

お願いいたします。

○委員長（中間建二君） それでは、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（西川洋一君） 改めてお聞きしたいんですけども、所掌事務ということで、1、2、3、4、5とありますけれど、特定教育・保育施設、法で定義づけされている内容ですけども、ここ全体としては子供の子育て全般について、この子ども・子育て支援会議は所掌事務としてやっていくというふうに理解していいんでしょうか、ここに書いてある5つの項は。

○子育て支援課長（高杉春行君） こちらの所掌事務につきましては、法定の部分が（1）から（4）まででございます。5番目にも、そのほか考えられることを所掌事務に取り入れてでございます。したがって、おおむね子育て支援、地域の子育て支援につきましては、取り扱っていただけるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） これまで、これに似たような組織というと、地域福祉審議会の中の家庭・子育て部会というのは、これに似たような会議というふうに見ていいんですか。それとも、その違いと今度の発展内容は、どんなふうに理解すればいいんですか。

○子育て支援課長（高杉春行君） 地域福祉審議会には、次世代育成法の関係でお世話になっているところがございます。それで、今度は幼児期の教育、保育ということで、地域福祉審議会より狭まった部分の法律でございますので、これまでお世話になりました地域福祉審議会とは別に、子ども・子育て支援会議を設置したいということでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） そうすると、併存してやっていくというふうに考えればいいですね。

それから、ここに参加する人は組織及び委員、第3条のところでも2項に具体的に書かれておりますけれども、子供の保護者、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者というんですから、これは保育園、幼稚園等の事業に従事する人ということだと思えるんですけども、ここには経営者と、それから実際に働いている人というふうにいると思えるんですけども、この人員については全体としてどのように考えておられるのか。当然こういうふうに書くということは、公募ということもあると思えるんですけども、公募という文字はないんですが、その辺のことはどのように理解すればいいのでしょうか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 公募で行いたいのは、子供の保護者ということで、こちらのほうは3名以内ということで、実際には小学生以下のお子さんが現にいるという、公募の時期ですね、それで、かつ子ども・子育てに関する施策等に理解と関心がある方ということで公募したいと思っております。

それから、先ほど西川委員がおっしゃいました子ども・子育て支援に関する事業に従事するという者は、保育園の関係者ということで保育園長側と、考えているのは保育士側からも推薦していただければと思っております。それから、学校教育関係者というところでは、幼稚園関係者というところも、そちらのほうから推薦をお願いできればというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 今の支援委員のところの3条の（2）学識経験者というのは、どういった方を予定していますか。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 子ども・子育て支援に深い知識を有する人ということでございますので、地

地域福祉審議会の委員の中で子育て関係の方、それとか主任児童委員、それから医師会のほうでも病児・病後児保育等を医師会のほうでもお願いしている部分もございますので、その辺から推薦をいただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 先ほど、西川委員のほうからも出ました地域福祉審議会との併存するような形で運営するということがあったんですけども、そうするとこういう組織って幾つもあって、結構重なる部分ってあるんですけど、縦にやっちゃうと結構横のつながりがないんで、情報の共有という点でうまくいってないことが結構多いですね。そういったことをするための、そういう手だてというのは何か考えていますでしょうか。

○子育て支援課長（高杉春行君） 先ほどもお答えさせていただきましたが、今現在次世代育成推進法の中で地域福祉審議会にお世話になっております。こちらは、基本的に時限立法になっておりまして、平成26年の末に法律は終わりますね。それで、進行管理も含めて、地域福祉審議会のほうに報告をして答申をいただいているのは、前年の事業を翌年度に見てもらっているということがございます。したがって、平成27年度までは次世代法の関係で大きな子ども・子育てを地域福祉審議会に見ていただく必要がございます。

それで、こちらは新たに進んでいく子ども・子育て支援法でございますので、会議とすれば別個の会議を、別法を根拠にした会議を設置したいということでございます。こちらと年度で平成27年度あたりは重複します。それと、大きな子育てという意味では、今もこれからも同じでございますので、地域福祉審議会から委員を招いて、これまでの意思というか、考え方なども踏襲しながら見ていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 情報の共有化については答弁されてない。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 学識経験者の中で地域福祉審議会の委員の中から推薦していただけた場合には、その委員の方が地域福祉審議会の中で、今子ども・子育て支援会議の中では、こういうようなことが議論されているということは報告はしていただけたらと思いますので、そのような方向で事務的に行うようなものになるのかもしれませんが、そういうような情報の提供はできると考えておりますので、その辺は充足してから検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 一つお聞かせください。

子供の保護者公募で就学前の子供の保護者ということですけども、複数子供がいて、就学前の子も当然いる、就学しているという保護者もいいのかどうかということを確認させていただきたいと思うんですね。今も言いましたように、この子ども・子育て支援に関しましては、就学前の子育てを社会全体で担っていくために、今あるさまざまな制度も統一するべきところは統一する、拡充するところは拡充するということが必要だと思いますし、また要するに就学前までの多岐にわたる妊婦健診から始まりまして、その後の乳児家庭訪問とか、さまざまたくさんの方の事業のことを審議しなきゃいけないという場合に、就学前の子供しかいないお母さんなのか、就学前の子もいる、就学した子もいるというお母さんも認められるのかということを確認させていただきます。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 法律のほうでも、先ほど説明もいたしましたけども、現にお子さんを育てている方の率直な御意見というところでくりますと、児童ですから18歳までとなくなってしまいますけども、今回

この会議で計画を目指しているところは、やはり就学前、それから小学生の子育てに関するところがメインになるかと思しますので、先ほど公募をかける場合の今考えておりますのが、小学生以下のお子さんというふうに申しあげましたが、小学生のお子さんの方が何名という、ちょっとなかなか難しいので、以下という中で偏った場合には、やはりそのような選考要領を決めて、余り偏らないようにというところは配慮したいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） 事前に、法第77条をちょっと確認するのを失念しまして、そこでちょっと確認のため伺いたいんですけども、この子ども・子育て支援会議そのものが法第77条に基づく必置機関であるのかどうかということと——そこを伺いたいんですね。つまり、必置機関であるのか、それともこの計画を策定するために、進めるために、丁寧に策定を進めるためのものなのかというところの確認だけをさせてください。

○子育て支援課長（高杉春行君） 子ども・子育て支援法の第77条、市町村等における合議制の機関、こちらにつきましては、必置ということではございません。ただし、子ども・子育て新システムで議論されていた中では、できる規定でございました。それは、国会のほうにおきまして、努めるものとするというふうに、さまざまな意見を聞きつつ、かさ上げしたということがございます。ですから、より丁寧に地域の子供や保護者の御意見等を伺うために、市としては会議を設置したいと考えたところでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（西川洋一君） 初めての議題ですので、何かやっぱり。私はこの子ども・子育て支援法、これについては若干異論があるんですね。といいますのも、待機児を解消するという大前提はあるんですけども、その方法として必要な面積基準を下げるとか、そういう内容も含まれていたり、あるいは営利企業が入りやすくするとか、そういう問題点があるという、そういう法のもとでつくられるものでありますけど、でもこの出されました条例では、先ほどの議論の中でも、子ども・子育てについてのほぼ全体的な内容と、それからまた現場の方、それから保護者の方も入れますので、そういう意見もかなり取り入れられる、そういう計画になっていく可能性もあるので、やはりこれは賛成すべきものなのかなというふうには私は思っているところです。

○委員（床鍋義博君） 自由討論ですので自由に。3条で、先ほどちょっと質問したんですけども、いろんなところから委員が出てきます。その中で、やっぱりこれ子育てなので基本的に女性がたくさん来てもらわないと話にならないんじゃないかなと思うので、条文に入れるかどうか別としてだけ、皆さんの意見をちょっと聞きたいのは、こういった委員を選ぶときに、男女共同参画というふうにもうたって、いろんな事業を行っているわけだから、この中に必ず何か枠を入れるとかというのは、どう思いますか。だって、自由討議でしょう。自由討議だから、そういう手法でいいのかな。私は必要だなと、全部に必要とは限らないけれども、事子育てに関しては、僕は必要だなというふうには思うんですけども。

○委員（関田 貢君） 私は今回、子育ての支援、この会議の条例ができたという社会の背景が、この日本の少子高齢化の時代に向って、若いお母さんたちの環境をどうつくり上げて、そしてその環境をきちっと守って

あげないと、子供たちの環境が今ここにいろんな出てきた声を反映するというので、今床鍋さんが言われた強いて言うならば、ここのメンバーを選ぶときに、男性、女性が、若いお母さん、若いお父さんの声が、これは大事な場所になるのかなということ、これはかなり現実味を帯びた地域社会のことで、かなり協力していただかないとできない問題で僕はあると思うんですね。だから、少子高齢化でこれはおじいちゃんに任せる問題じゃなくて、これは若いお母さん、お父さんが真剣に、こういう問題に取り組む姿勢だとすれば、僕は若いお父さんがこういう任につく、それで学識経験者というのは学校関係で先ほど説明されたのが、幼稚園関係者だとか、こういうふうになってくるわけですから、その専門、専門がある程度要約されますから、地域ではやはりそういうエントリーは若いお父さん、お母さんが出るべきだと私も思います。

○委員（中村庄一郎君） 私は、これを見させていただいたときにも、たしか過去に教育委員さんの問題で、例えば小学校とかにいるお子さんの委員を選ぶという、そういうのも選出しろというふうな条件が出てまいりましたときに、実はそのときもよく検討させてもらったほうがいいという話をさせてもらったんですけどね。というのは、小さいお子さんを持たれた御父兄の方も、それなりの人生経験がないとか、今は子供の環境についてはよくわかる、だけでも会議の中に出てきて、いろんな提案をさせる、いろんな話をするときには、なかなか人生経験が浅い部分のところのことが、よくわからないことも結構あるんですね。

ただ、あともう一つは、そこに1回委員になりますと、もう中学卒業しちゃっても今まで委員だったから、まだ委員でいるんだっていう方もいらっしゃるんですね。だから、委員さんは選ばれるときには、当然そういう今ここに環境にある方の環境の状況を聞くということも、非常に大切なことではありますけれども、その人に与えられた条件の中で、どういう発言ができるのかなというのを、やはり市側もよく検討していただいて、私はこれについての異論はございません。ただ、やはりそういうところの市からもいろんな情報提供をどんどん委員さんにはしていくとか、あとはやはり現場を見ていただくとか、わからない方には現場を見ていただくとか、そういう視察みたいなこともしていただきながら、こういう委員会の中は皆さんが委員として、いろんな発言や提案ができるように、そういうふうにしていただきたいなというのが私の考えです。

○委員（東口正美君） 社会で子育てを支えるということで、今まで国もさまざま提案、またいろんな改革もしてきたけれども、現実子育てをしている当事者、また地域によって子育て資源、また就労環境、家族関係、さまざま地域、その現場でしか対応ができない時代ぐらい少子化になってきたのではないかなと思いますので、当事者が入るといことは、非常に画期的なことである反面、またさまざまな御意見が当然出てくると思います。ともかく東大和市の今の現状を皆でよく認識して、その上でみんなにとって最もいい子育て環境、東大和市ならではの子育て環境が、この会議によって進んでいくことを望んでおります。

以上です。

○委員（大后治雄君） 先ほど、女性と男性と同数というふうなお話もありましたけども、恐らくこの委員の中で、この当事者というのは多分私だけかなというふうに思っています。うちの子、今3歳児でやっと幼稚園に入ったという状態で、私ももう45なんです。だから、先ほど関田さんが若いお父さん、お母さんと言ったけど、私はちょっとかゆいなという感じがしたんですけども、いろいろなそれぞれの方の事情がありますので、ただですね、やはり働いている方、働いてない方、それからいろんな活動をされている方、されていない方、それぞれあるので、自分が本当に意見を言いたいなといっても、ここになかなか出ていけない場合があるかと思うんです。だから、男女同数というところは私もそれは否定するものではないんですけども、それはそれとしてもっといろんな意見を聴取できる場、委員さんは委員さんでいいんですけども、ちょっとこの会議とは外れ

るかもしれませんが、たくさんの意見を反映できるような計画にしていっていただきたいと思うので、できればパブリックコメントであるとか、それからいろいろアンケートであるとか、さまざまいろいろなメディアと
言っておかしいな、方策をパラレルにしていって、たくさんの、なるべく多くの意見を反映できるよ
うな形にしていっていただければというふうに望んでいます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 審議会の委員や議会の議員やそういうものに、一般的に言えば男女半々いていいんじ
ゃないかというふうに、それは思います。ただ、子育ての問題、男はだめとか、女はいいとか、そういうふう
には一概に言えない。また、若ければいい、年寄りだめというふうにも、また一概には言えないんじゃないか
と思うんですね。面積基準は狭くていいという女性もいるわけで、じゃそれでいいのかななんて思っちゃい
ますけど。

ですから、これは特に人数をどうしろと書くことなく、やはり女性の方に積極的に応募してもらおうという、
別の世界での努力をやっぱり大いにやってもらったほうがいいと思うんです。女性が応募するといっても、な
かなかその人のいろんな条件もあって応募しにくいというのがあれば、それを解決するように手だてをとると、
そのように進めていけばいいんじゃないかと思えますけど。

○委員長（中間建二君） それでは、自由討議、さまざま御意見いただきましたけども、自由討議を終了させて
いただきたいと思えます。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（中間建二君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第35号議案 東大和市子ども・子育て支援会議条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員交代のため、暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時38分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） 次に、25第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を
議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（長島孝夫君） 朗読いたします。

25第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情

○委員長（中間建二君） 朗読が終わりました。

本件につきましては、資料が提出されておりますので、質疑に入る前に説明を求めます。

○福祉部長（吉沢寿子君） お配りいたしました資料でございますが、これは5月の末の時点で既に議員の皆様には情報提供で先にお配りをさせていただいているものでございますが、法人のほうから提案をされている（仮称）東大和市総合福祉センターの図面でございます。ただ、5月の末の時点でございまして、その後また今話し合い等も重ねさせていただいております、消防法とか、それから生活衛生とか、そういった食品を扱うというような関係もございますので、消防署や保健所等との打ち合わせなどもさせていただいておりますので、これが固まったものではないということで、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） 説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（関田 貢君） まず、今回ここに提案されています陳情の趣旨から、この内容を確認しますが、市が基本計画をつくるに当たって、長年市民との検討委員会で検討を重ねた結果、そういう総合的な基本計画が反映されていると私は思っていますが、今度はこの基本計画に沿って社会福祉法人の友遊会と合意ができ、この事業計画がこれから推進していくということになるわけですが、この事業計画について、基本計画と合致するというので、市としてはこの基本計画について、初めての市民の事業をお願いするという、新しい手法での建築計画を立てられ進めようとしているときに、こういう基本計画との違う点というのは、心配されている点というのが、どういうところにあるのか、そういうことがもしあったとすれば、基本計画とこういうところがなかなか民間との合意点が得られないというようなことが何点かあったら、そういうことをまずお話をさせていただけるところはお話ししていただきたいと、私はこう思いますが、どうですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） ただいまの御質疑でございますが、まず東大和市総合福祉センターの基本計画を昨年の7月に成案といたしました。それまでの経過でございますけれども、まず平成16年から早期建設ということで、市民や障害者団体の皆様から、また保護者の皆様から御要望等があったところでございます。その後、市では平成19年度に市民懇談会を設置させていただきまして、6回の開催をして、さまざま実施事業や施設設備について、市民の皆様から広く意見を求めてきたものでございます。その後、それらを参考に市内の検討委員会におきまして、11の事業からなる最初の基本計画案を取りまとめ、当初は平成22年度にセンターが開設するというようなことを目指して準備を進めてきたものでございます。

その後、また市民の皆様から、また保護者の皆様から、その当時の初代の基本計画案の見直しを求めてほしいとか、もう少し事業内容をふやしてほしいと、そういったようなさまざまな御意見を経た上で、それらの御意見を積み上げて基本計画の策定に向けて、市民参加の検討委員会を設置するというので、平成21年には学識経験者や福祉関係団体の代表者、それから公募の市民の方々を交えた基本計画の策定検討委員会を設置したものでございます。

それらの検討委員会で検討した結果、さまざま保護者の皆様から御要望をいただきました短期入所や日中一時支援事業なども実施事業に加えるということになり、平成22年の2月に基本計画原案というものを策定いた

しました。しかしながら、厳しい財政状況から、この基本計画に基づく建設というのが延期になったということでございます。

その後、喫緊の課題となっておりました障害者の就労支援や特別支援学校卒業者対策などの将来的な対応を鑑みまして、平成23年度に検討委員会を改めて同じメンバーの方々で再開をさせていただいて、計6回の検討委員会での検討を重ねまして、その後パブリックコメントなどを経まして、平成24年7月に基本計画として計画をしたものでございます。その基本計画につきましては、10の事業を実施するというもので至ったものでございます。これらの基本計画につきましては、今いろいろと御説明させていただきましたとおり、市民の方々や保護者の皆様などからの御意見を積み上げて、最終的なものでこういう計画にさせていただいたものでございます。

それを受けまして、募集要項を作成し昨年の秋に事業者を募集したものでございますことから、今御質疑いただいたような基本計画との違いがあるのではないかとということでございますが、そこについては何ら違いはございません。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 今事業計画と、ここの友遊会との事業の中身が違いのあるということは、私たちはこの図面をいただいて、この中身はプロじゃありませんから、その図面についての中身は私たちは専門家じゃありませんからわからないという立場で、ここを今こういう検討委員会が6回、それで事業計画が11事業から10事業に変わったという中身も、市民の皆さん、あるいはその関係者の保護者たちの皆さんの意見が吸い上げられて、今回この事業計画が友遊会から発表になったということについては、こういう市民の声、あるいは保護者の声がここに網羅されて、第一段階としてここに設計図が上がってきたと、そういうふうに理解をしていくべきなの正しいのかどうか、そういうふうに解釈するのか、その点についてどうなんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 当然この事業予定者を選定するときには、この基本計画に沿った内容での事業提案ということでしていただいているところでございます。この中では10の事業を行ってほしいということで、基本計画を踏まえて、計画を立てて、事業計画を上げてほしいということにしておりますので、事業予定者のほうは、その基本計画と募集要項に基づいて、10の事業を実施するというもので、現在このような図面、まだ案の段階でございますが、図面で計画をしているという状況でございます。

以上です。

○委員（関田 貢君） そうすると、この図面の中ではまだまだいろんな意見が、ここの図面が発表になって、私たちが後で気がついて、ここのところの部分はこうしてほしい、こういうことができないのかという相談があったならば、修正の可能性は、設計変更というのが、まだまだ可能であるということなんですか。その辺は、民衆の事業ということについては、一定の設計で一定の費用の枠の中で出された案を理解するという立場からすると、修正というのはなかなか困難になってくるのかなという、そういう修正時期ということについては、どうなんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在私どもや、市と法人と、みよりの保護者の皆様なども入っていただいて、そういった中でさまざまな意見をもとに今現状できている図面がこれでございます。やはり、今委員がおっしゃったように、ある程度の限界というのがございます。それは、当初施設整備の予定ということで法人が手を挙げてくださったし、募集してくださったときには、既にある程度の事業計画、図面も引いて、それに基づいて建築費用なども積算をして、これであれば事業ができるというようなことで、応募してもらったものでご

ございますので、それについては、これからどんどんますますここをもっと広くしてほしい、ここはもっとたくさん欲しい、この部屋はもっと必要だ、そういうふうになってきますと、それはもう法人のやはり限界、金額、建設費用等も含めた金額の限界というのが当然ございますので、そこはやはりある程度のところで折り合っただけが必要があるのかなということでございます。

法人のほうも非常に真摯に対応してくださっておりまして、みのりの保護者の皆様からの御意見なども踏まえて、床面積も少しふやしたり、そういった努力もしてくださっておりますし、また当初の図面では生活介護が非常に狭いというようなお話もいただいておりましたが、現在ではそこを少しでも広くするように図面のほうを引いていただいておりますし、あわせてさらに生活介護の中では入浴の施設、機械浴とか、個別の個浴というようなところも設計図の中に入れていただいて、お風呂が絶対に生活介護の人は必要だというような御提案を、さらに法人のほうからはいただいているところでございます。

スケジュールといたしましては、28年4月の竣工を目指すということで、法人のほうとも協定を結ばせていただいておりますし、市民や検討委員会の中でも、それから今はみのりの保護者の皆様や、そのほかの団体の方にも御説明をさせていただいておりますが、28年4月の竣工を目指すということで、そのスケジュールで考えますと、国庫補助申請、法人のほうが施設整備に当たる国庫補助の申請をする時期が、この7月の上旬、もう頭のほうに、初旬のほうに迫ってきておりますので、そのタイミングということでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） まず協定書について質問をさせていただきます。

協定書の中で第3条、3条はセンターで実施する事業が書かれています。この中で、1から10まで書かれていて、なおかつ最後の(11)のところで乙が提案し——乙というのは事業者ですよね、友遊会が提案し、甲が承認——甲は東大和市です、甲が承認した事業ということになっていますが、これは甲の側、東大和には提案権がないということになっていますが、これはなぜでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 協定書のほうで申し上げている第3条の11号、乙が提案し甲が承認した事業というものでございますが、これは当初施設整備法人を募集したときに、その応募要項の中でも記載をしておりますけれども、独自提案事業ということで、事業者がみずからの判断により、この東大和市総合福祉センターの建設の事業の趣旨に反しない、独自の事業の提案をできるということにさせていただいております。その上で、実施については改めて市と協議を行って決めていくということに、募集要項ではさせていただいております。

また、独自提案の事業につきましては、当然社会福祉法人が行える事業ということで、東大和市の介護保険事業計画や障害福祉計画、それから地域福祉計画、そのほか東京都の保健医療計画等、さまざまな計画なども勘案した中で、自由な提案をしてくださいということにしたものでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） それはわかるんです。答弁漏れしているのは、なぜ甲に提案権、東大和市の側に提案権を留保しておかなかったのかということですよ。なぜならば、この総合福祉センターは東大和市の福祉の拠点という位置づけですよ。そうであるならば、今ある事業もそうですけれども、今後いろんなことが出てきます。そういったときに、この総合福祉センターの中で、こういうことをやってほしいという提案権が市のほうになれば、これそもそもこの総合福祉センターの意味がないんじゃないですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） そもそも基本計画の中で、東大和市総合福祉センターを地域福祉の中核となる、また今回は障害福祉施策の中心となって運営する施設であるということで、御提案をさせていただいているもの

でございます。したがって、それに沿って今回事業者のほう、法人のほうが集集要項にのっとって応募してきているということでございますので、それ以外のものにつきましては自由提案ということで、このような形にさせていただいております。

ただ、実際にそれ以外にプラスして事業が必要になってくるかと申しますと、この協定の中ではこれらの事業が必要ということでさせていただいておりますので、当面のところ、私ども計画に沿ってやってもらうということでございますし、計画の中ではやはり今後の必要量等も見込んで計画を立てておりますので、今後もそういうところでは、この計画の中で十分網羅されるものではないかというふうに考えます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） もし今の答弁のままであるとするならば、6条のところにそごがある場合、事業計画書の中に矛盾、そごがある場合に、本協定、次に（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画、（仮称）東大和市総合福祉センター施設整備事業者募集要項、乙の事業計画書の順に解釈を優先するですね。とすると、一番優先されるのは本協定なんです。この協定なんです。その協定で書いてない提案事項があって、これは総合福祉センターの基本計画に書かれていますから、事業者によれといったときに法体系としては、事業者であれば、いやいや優先されるべきは本協定ですから、そこにはないですねと言われれば、そのままだから、そこをもし順序を変えるのであれば、一番優先すべき事項は東大和市総合福祉センター基本計画じゃないんですか。

○福祉部長（吉沢寿子君） この協定以外の内容で定めがない事項につきましては、この協定の第22条のところの協議というところで、1項、2項で、それぞれ協議をして、甲、乙協議をして決定するというふうに定めているものでございます。ですから、本協定がまず第一義的に順位としては来まして、その後に基本計画というようなことで、この協定の第6条に書かれている順序で解釈を優先していくというものでございます。

以上です。

○委員（床鍋義博君） それでは確認ですが、今後この3条の1から10番以外のことが、もし事業者が東大和市の総合福祉センターとしての役割を新たなものとして何か出てきた場合には、これは通常甲、東大和から提案して、それはやってもらえるということに関して、相手はそれに対して、それはできないよということにはならないということの確認ですけども、よろしいですか、それで。

○副市長（小島昇公君） 今回の施設は、当初は公設でというふうに考えておりましたが、財政的な面もございまして、民間につくっていただいで運用していただくという、全国でもこれほど市が出さないで、こういった形態というのは余り例のないものだと思います。そういった意味で、総合福祉センターとして必要なものは必ずこれをやっていただきますよと。ただし、事業者として何もない、自分のところの提案が何もないのであれば、施設を建てて運営するということは、今回手を挙げていただいた団体もほかにもありますし、それ以前にも御紹介をいただいて、相談に来てくださった団体はありますが、やはり自分のところで投資した経費に対して回収ができるというところで、皆さんなかなかその後できないと辞退をされたというような経緯もございまして、非常に独自の提案がないとやっていけない事業だと。

ですから、私どもがこれを提案するときが一番心配していたのは、私たちは市の障害者の方々にとって、よりよい施設をつくりたいという一心でつくっておりますので、手を挙げてくれる団体がいないということを非常に心配しておりました。ですから、総合福祉センターとしてやらなくちゃいけない事項は明記しておりますし、提案する事業については、乙のほうに提案の権利はありますよと。ただし、30年間土地を無償で使ってい

ただ、ただということが、市として事業者に提案できる、一番事業者にとって有利な提案はそこだと思っただけでも、それだけではなかなか成り立たない部分があるので、独自の提案をしていただくと。

30年間は総合福祉センターで必要なものは、今の時点では網羅しているというふうに考えております。ただし、30年という期間は長いことですので、どんな状況が変わってくるかということもございますので、ここに定めのないところについては、甲、乙協議をしますよという規定でございます。ですから、協議をするということもございますので、必ず乙にそれをしなければいけないという責務があるということでもないことは御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） では次に、この陳情の理由のところ、いろいろ不安が上がっています。事業計画と基本計画が合致すると言えるのかと、ギャップがあるということなので、それを解消するために一番必要な組織、市民の不安を解消するための仕組み、例えば関係市民を含む検討委員会の設置などというものは、今現在見えてきてないから、こういう話が出てくると思うんですけども、市の予定としては、どういうふうを考えていますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 検討委員会というものについてはですけども、もう既に基本計画を立てるときに、検討委員会で皆様から十分御意見をいただいて、最終的なこの基本計画とさせていただいたところがございます。今回は、これはやはり建物としては法人の建物になりますので、そういったところで改めて検討委員会を立てるといようなことは市としては一切考えておりません。ただ今後の事業を進めるに当たっては、今も既に行っておりますけれども、引き続き28年の4月の竣工に向けては、中の例えば具体的な運営とか、ソフトの部分に関しましては、やはり一番利用される人数が多いのはみり福祉園の方々でございます。利用者御本人や保護者の皆様、それから地域活動支援センターを利用されている方々なども含めて、そういった方々も中心として、そのほかの障害者団体の方々との意見交換などは、引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 建物に対しての検討委員会のものが反映されているという話は、それはいいんです。ただ、それが現実と違っているのであれば、その検討じゃなくて検証というか、そういった場が必要じゃないかということで、そういうものがないのかということをお聞きしたんです。なければ、今後どういうふうにそれを担保していくのか。それと、事業を計画したことと実際に市民の検討会の中であらわして、それが総合計画の中にあらわれているわけですね。それとうまく合致してない場合の検証は誰がいつどこでするのか、そういうことを聞きたかったんです。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず基本計画の中では、そういう各事業の広さ、そういったものはまずうたっていません。こういう事業を実施しますということで、まずは計画を立てています。それから、生活介護のところ、一番狭いとか、そういった御意見をさまざま保護者の方からいただいて、そういった不安などもいただいております。そういったものについては、法人のほうと、それから保護者の皆様とのお話し合いを重ねて、先ほどもお答えいたしましたように、そんなには、今のみのりほどは確保できないという状況ではございますけれども、広さを担保しているところでございます。

生活介護につきましては、床面積については、国のほうは全く基準は設けておりません。東京都のほうで口頭で3平方メートル以上というようなことでの目安というような説明があります。現在のところ、推計して

床面積を計算いたしますと、今のこの図面上では生活介護のところは6.95平方メートルというところになります。今の状況では、そういったところ、先ほど申し上げましたとおり、そのほかには生活介護のほうは新たに法人のほうで提案をしてくださって、機械浴や個浴、それからそれらの更衣室というものがございまして、もしもっと広くしてほしいということであれば、そういったお風呂の部分をなくしてお部屋にして、それで広くするというようなことが考えられるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 私のほうは核心的な話から進めさせていただきます。

まず、平成24年の12月の議会に、市長が基本計画にのっとって対応していくというふうな答弁がございました。その中では、基本計画における総合福祉センターの理念というものがございまして。市民の問題解決の一步を踏み出すための信頼できる相談、継続支援の場、また福祉に関する情報の拠点として安心を実感できる施設、市内のさまざまな社会福祉資源の活用とコーディネートを図るとともに、地域に開かれた福祉の拠点として、つながりを結べる施設、各種の相談、個別事業などの福祉サービスを提供することで、生き生きとした生活を支える施設、この理念については変わりがないのかどうかをお聞きをしたいと思います。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今委員のほうから御質疑がございました基本計画の理念につきましては、全く変わってはおられません。現在の先ほどの図面の中をごらんになっていただければ、確認していただければと思うんですけども、そういった基本計画の理念を実現していくために、相談支援とか、それから就労支援センターとか、そのほかさまざまな事業を行えるような配置で現在の図面はつくられているという状況でございます。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 大分、陳情の内容によりますと、何か行き違いというか、不安という部分がすごくあるようでございます、陳情者には。その中には、平成24年の12月27日の時点で友遊会の事業計画書から出ているのかな、これで構造や間取りで、より重要障害のある方を受け入れてほしいがスペースが狭く、車椅子利用者の方や医療ニーズのある方々を受け入れにくい場合、要介護の50人定員は困難ではないかと。陳情者にお聞きをしたときに、そういう話をされているようであります。みのり福祉園の作業スペースの面積、また管財課に問い合わせても出てこなかったというふうにも聞いておりますので、比較ができないということなんです。そういうところも不安があるようなんですけども、それについて管財課も知らなかったということでございますけれども、そういうことの一つの不安材料になっているようでございますけど、これについてはどういふふうにお考えでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 床面積でございますが、先ほども少し触れさせていただきましたが、現在のみのり福祉園で行っている生活介護事業の1人当たりの床面積につきましては、現在は9.10平方メートルでございます。これについては、先ほども御説明いたしましたけれども、国の障害者総合支援法に基づく設備基準の中では、一切生活介護については何平方メートル以上1人当たり必要だという規定はございません。ただ、先ほども申し上げましたとおり、東京都が口頭で目安として1人当たり3平方メートル以上必要だというようなことで、私どもは説明を受けています。先ほど、繰り返しになりますけれども、現在の皆様に御提示させていただいている図面のほうでは、東大和市総合福祉センターの中での生活介護の1人当たりの平米数は6.95というような状況となっております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） やっぱり全国でもまれな事業だということで、PPPという事業でございます。そういうことだから、なおさらこうやって利用者に不安を与えるということは、ちょっといかがなものかなと思うわけでありませぬ。その中では、24年4月18日にみのり福祉園、保護者の説明会で配布された資料というがあるというふうに聞いております。これは、この資料が福祉園保護者説明会のときだけというふうに聞いています。その後、市民が情報公開、開示請求を行っても出てこなかったという話も聞いております。公の資料ではないものが資料として市民に配布されて説明されているような手続が、市民を不安にさせているというふうなお話も聞いておりますけれども、その件についてどのような対応をされたのか、お聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） みのりの保護者の皆様は4月のときに御提示させていただいた図面は、本当に最初の段階の粗い図面の、まず何もないところからの話というのはできませんので、まずはそういったところからの御提案ということで示させていただいたものでございます。その後、情報公開請求がございましたので、同様の図面を情報公開させていただいております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 協定には基本計画のことがきちんと載っていると、女性の部長がおっしゃいましたけど、ただ実際、現に利用している方が今度新しくできるであろうところの図面を見て、現状より悪くなっちゃうんじゃないかなという不安があるということに対して、市はそういう意見があるというのを、まず認めますか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今の御質疑に関しましては、先ほども部屋の広さ、床面積の広さということで御説明をさせていただきましたが、現行のみのり福祉園では9.1平方メートルが、今の図面上では6.95平方メートルというふうに、やはり狭いというようなことでの不安というのは十分私どもも認識しております。これについても、法人のほうとはお話し合いを重ねさせていただいておりますが、やはりこれ以上は限界であると、これ以上ほかのところを潰すという、ほかの活動ができなくなる。それから、これ以上にした場合には、さらに今度建物の階層をふやさなければいけない。そういたしますと、建築費用等の問題が出てまいりますので、当初に法人が応募してきた内容で試算などをしてきたというのが、やはりそこが非常に難しくなってくるというようなことで考えております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） 今の生活介護の面積の点で、条件悪くなるというのがわかっていて、それではないんだという立場というのが、新しい施設をつくるに当たって、どうにも理解できないです。やはり新しくできる場所については、条件がよくなるというふうに考える。この場合、少しでも面積を広くしようと思えば、事業者が提案している入浴設備、これは有料になるのか、無料になるのかわかりませんが、それを潰しているんですか、どうですかという議論をちょっと言われましたけど、そういうこととして利用者とは話し合うという場は持つということなんですか、持たないということなんですか、どういう意味合いでそれを言っているのか。

やはり、利用者の声が実際の設計の中に出てくると、とにかく利用者は広くしろ、ふやせみたいと言っているかのように部長はおっしゃいましたけど、私は必ずしもそう言っていないんじゃないかと思うんです。それは、偏見を持って見ちゃまずいと思うんです。例えば利用者、現在の利用者とどこまで真剣に向き合うのか。今事業者と真剣に向き合っているのはよくわかります。だけど、利用者の側とどう向き合うか、ここが今陳情者は最も中心的に望んでいるところじゃないかと思うんですけれども、どうでしょう。

○委員長（中間建二君） 傍聴の方に申し上げます。

議事進行に影響がありますので、会議中は御静粛にお願い申し上げます。

○福祉部長（吉沢寿子君） まず、みのりの保護者の皆様には、最初の図面でお話をさせていただいたときにも、大変このセンターの建設に当たっては、もう本当に賛成するというようなことでの御意見をいただいております。その後も保護者の方ともお話し合いを重ねておりまして、6月7日にはこれは就労のほうの保護者の方々との話し合いでございましたけれども、その中でも場所とか、更衣室やロッカーのお話とか、リラックスマームとか、食事の場所、そういったさまざまなお話、御要望もありまして、そこは法人のほうもいろいろとお話し合いをさせていただいて、運営の中で工夫をしていくというようなことになったものでございます。

生活介護の部分につきましても、そういった形で今話し合いを進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時18分 休憩

午後 3時29分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（西川洋一君） 議会から陳情者から陳情の内容について御意見も聞くということで、いろいろそういう場所をつくって、お聞きしまして、なるほどなといろいろ感じたところです。

それで、この中で幾つかちょっと私もどうなるのかなとわからない、つまり私も図面を見たんでは、その図面で実際通っている人が本当に使い勝手いいのかなというのはわからないんですよね。実際に、そこで使っている人が一番よくわかるということなんですよ。そういうことで、その声を聞くというのは非常によかったですかなというふうに思うんです。

例えば図面の中で、これは就労継続B型厨房というんですか、これがどういう内容で使われるのか、単なる調理実習なのか、それとも老健施設のほうのそういう食事までつくるような内容になっているのかどうか、何か話では入所施設の利用者の食事をつくる、100人分ぐらいとなるんですか、そういうこととしてやるかのように聞いているが、実際に今みにりに行っている人や、これからそこに入る人が仕事量をこなせるのかという不安があると。事業者の法人のほうは、自分の経営のために、そういう施設をつくって食事をつくる、それにそこに通う人を利用したい。それについて来られる人を入れるということになって、ついて来られない人は入れないということになるというような、私勝手な推測しちゃって申しわけないんですけど、そんなようなことも考えられちゃうわけですよ。ですから、この辺はよく利用者との間で、こういう説明がされてないことから、こういうことが起こってくるんじゃないかと。実際に、それでは厨房というのはどういう形で使われるのかというのは、市はどうつかんでいて、利用者の方にはどう説明されているのか、教えてください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今具体例で、この図面の1階の部分のちょうど真ん中の棟の就労継続B型の厨房というのが、委員からお話がありました。これにつきましては、左側で今計画をされています特別養護老人ホームや障害者の宿泊型の訓練施設などの入所の施設、それからこちらの右側のほうの現在のみのり福祉園の機能が全部行ったところの生活介護や、就労継続B型の利用者の方々の日中通っている方々のお昼、そういったものを全てこの厨房で賄うということでございます。

これにつきましては、この就労継続B型の施設につきましては、国のほうでも工賃の向上を目指すというこ

とで、工賃向上のための計画などもつくりなさいということと言われております。現在の就労継続支援B型での全国平均の工賃につきましては、約1万3,000円程度というふうに言われておりますけれども、残念ながら現在みのり福祉園での工賃は、それを下回っております、平成23年度実績ですと約8,500円程度というようなことがございます。そういったところも鑑みまして、法人のほうでは今のみのり福祉園で行っている就労の内容なども一部取り入れながら、さらに新しい工賃の向上や利用者の方々のさらなる意欲などを鑑みて、こういった新しい事業ということで提案をいただいているものでございます。

これらの実績については、既にこの法人は秋田と川口のほうで行っております、そういった今のみのりの方々が移行して、もうそれぞれの段階に応じたレベルに応じて、十分指導等もできるということでお話もあります。また、みのりの保護者の皆様には、そういった中で懇談の打ち合わせの中でお話をさせていただいております、そういった御説明なども法人のほうから保護者の皆様にはさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 先ほどから、みのりの代表者とか、そういう方の話が出るんですけど、利用している方全体に対しての説明というのはされているのでしょうか。やはり、その辺もきちんとする必要があるんじゃないかと思うんですね。それでないと、やはりいろいろ不安が出てくるのは当然だというふうに思います。まず、そのところをちょっとお聞かせください。

○福祉部長（吉沢寿子君） 利用者の御本人の方々への御説明なども、今後法人の中では28年4月までの間、なるべく早い段階で少しずつ説明などもしていきたいというなお話もいただいております。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） それちょっと違うんですね。そういう施設をつくって、ついていけるかどうかという不安なときに、つくっちゃってからついてきなさいと言われても、それは話がちょっと逆転しているんじゃないかと思しますので、これは市の側の努力がここには必要ということを指摘します。

それから、相談室ですけども、相談室も一つ一つに区切れていると狭いんじゃないかと。例えば大勢入らなければならぬときには、例えばこの相談室というのは2つ一緒にして、そういうことにも対応できるというようなことにも、これはなるんですか。というのは、狭くて本当にこれで相談室が必要なときに使えるかという疑問があるということから、お聞きしているわけですけど。

○福祉部長（吉沢寿子君） この1階の真ん中の部分の相談室でございますが、これはあくまでも個人の御相談に対応するというので、プライバシーを確保すると、個人の情報は守るというようなことでの相談室の設置でございます。大勢で見えられて、いろいろと懇談をしたり、お話し合いをしたりといったようなものにつきましては、2階とか3階のほうで計画されている集会室や多目的室などを活用できるということでございます。

以上です。

○委員（西川洋一君） 大勢の家族、そういう必要性に応じては別のところを利用できるというふうに理解していいですね。

それから、聞いたことがありませんのでね、これ言いますけど、更衣室のことも触れられています。更衣室は多目的室等を使って臨機応変にというふうに市の側は答えられているというふうに言っているようですが、この件についてはどうでしょうか。さっき更衣室はあるかのような説明にはなっていましたけど、この更衣室、この辺どうでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 更衣室につきましては、6月の先週の金曜日にみのりの生活介護と就労継続B型の保護者の方々とお話し合いの中でも、更衣室のお話などが出ました。更衣室とロッカーを一緒にしてほしいとか、そういう御要望もあって、今の図面よりももう少し広く、そこだけ少しですけれども、今のこの図面よりもちょっと出した形での建設というようなことで、法人のほうも考えるというふうに言っていたというところでございます。

以上でございます。

○委員（西川洋一君） もう一つ、売店の件ですけども、これは市内の共作連を中心に自主運営ということが強く私は望まれていたんじゃないかと、基本計画の中でもそういう方向性を持った説明というふうにはされていたと思うんですけど、この辺の関係はどうなっているのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 喫茶・売店の部分でございますが、これは一般質問で他の議員のときの御答弁もさせていただいておりましたけれども、基本計画上では喫茶・売店の運営を市内の作業所などが担当することで、就労訓練の場として活用するなどの方策を検討する、有効な運営ができるように努めるということになっております。先日、東大和市共同作業所連絡会とも懇談をさせていただきまして、お互いにまずは知っていただくということでの意見交換を行ったところでございます。今後も引き続き定期的に話し合いを重ねて、双方に効果的な運営ができるようにということで、引き続き調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 先ほどのちょっと続きになるんですけども、事前にいろんな陳情書、理由書をいろいろ見て不安点がたくさん個別に出ています。個別に出ているんですけども、先ほど検討委員会という中で、それ建物の話になっていたと思うんですけども、そうではなくて今度は中身ですね。これが市の総合福祉センターとしての位置づけの中で、ちゃんと運営されているかどうかということを検証、もしくはもっと進んで、そこで積極的に共同運営と言ったらおかしいですけども、そういうことをしていくような、そういう協議会みたいなものを今後市は設置する予定はあるのでしょうか、考えてないでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） そういった協議会的な、今みのり福祉園につきましては、公設の施設ということでの運営協議会を設置はしております。これにつきましては、法人の建物となりますことから、法人の中で適切に理事会や評議員会などで運営については、まず議論をされることということで考えております。

その一方で、やはり基本計画にのっとって市の地域福祉の拠点として事業を行っていただきますことから、市内の福祉事業所の皆様との連携を図るために、そういった連絡調整会議などの開催とか、そのネットワークの会議、そういったものを当然行っていただくというふうなことを考えております。また、利用者自身による利用者会とか、それから当然保護者会の組織、そういったところで法人と市と利用者と保護者の皆様、それからそのほかにこの施設を利用される方々とは、定期的な意見交換や連絡会議のようなものは行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） そういう協議会をつくるという点では納得いたします。ただ、つくる時期なんですけれども、今ちょうどこういう設計の段階でいろんな意見が出ています。希望が出ている、不安感も出ている。そういった中で、できてからそれをつくるのではなくて、できる今の段階からつくっていけば、そういった意見が反映されて、もちろん限界はあると思いますよ、民衆でやっているわけですから。しかしながら、その中でもできる知恵、先ほど相談室の話1件出ましたけども、それだってパーティションで区切るとかできたりする

わけじゃないですか。そういったことも含めてやることで、お互いに建設的なものをつくる素地をつくっていき義務が市にはあると思うんですが、それはいかがですか、協議会の時期について。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在は先ほどのスケジュールで申し上げましたとおり、このハードの部分、施設整備に当たっては28年の竣工を目指して現在進めておりますので、そのスケジュールですと7月の初旬には国のほうに、この図面の案の段階でございますが、そういったものを提出していくようなこととなります。ただ、その中の細部の先ほど申し上げました更衣室の部分とか、そういった工夫で行ったりしていくような部分につきましては、今後も引き続き保護者の皆様や、それから障害の共同作業所連絡会の方や、その他の障害の福祉の団体の方々とは、引き続きお話し合いをしまいたい、法人も交えてお話し合いをしまいたいというふうを考えております。また、あわせて今後は先ほども御答弁させていただきましたとおり、利用者御本人なども入っていただいて、そういった説明などもしまいたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（中間建二君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（西川洋一君） この陳情の内容はもっともという感じで、やはり市の側に不足しているのは、利用者、これは何もみのり利用者だけでなく、いわゆるこれから使う利用者ということを書いていいと思うんですけど——との話が非常に不足しているということだと思います。特に、みのり福祉園で行われている生活介護、その面積が1人当たり2平方メートルも低くなるということは、狭いところに大勢を詰め込むという内容になっているので、ここはやはり改善が求められるというふうに思います。

それで、そういう基本的なところの改善を求めるとともに、進行状況から言えば大まかなハード、どの部屋をどのくらいというところは、もう固まっちゃって動かせないという話ですけども、それは利用者本意の立場に立って、もう少し検討できないのかをやってもらい必要があるんじゃないかというふうに思います。

あと、個々の細かい対応について、市側もそれなりに努力しているということについては、ロッカーのことですけど、それはそれとして評価したいというふうに思います。全体として、この陳情は採択していく必要があるんじゃないかというふうに思います。

○委員（大后治雄君） この基本計画そのものの策定の前段階で、（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画策定検討委員会でしたっけ、市民を入れて、私ども市議会の中でも副議長と、それから厚生文教の委員長が行っていたというような検討委員会があったんですけども、その中でそもそも敷地が狭いし、限られた敷地というところで、その中に何をどう入れていくかというところを皆さんからたくさんいろんな御意見を頂戴して、基本計画にいろんなことを盛り込もうよというところの内容だったと思うんです。ただ、その段階では基本計画をそのまましっかりやって、基本計画に合致するような形でもって進めていきますというような内容だったと思うんですが、ただいかに敷地が狭いというところで、何を何平米にするかというところまでの話はしてなかったと思うんです。

そこで、ある意味実際に実施に移す段階で、こういう図面が出てきたときに、あそこ狭いよ、ここ広いよみたいなようなことで出てきた部分がありますので、やはり一般質問の中で市長答弁にありますように、基本的には基本計画にのっかって対応していくけれども、事業化に当たって対応し切れない場合、理解をもらえるよ

うに対応していくというようなことを御答弁されていることもありますので、ぜひそのところは丁寧に対応していただいて、建てたことによって誰も何か得をしないというか、文句ばかり出て、お金の浪費だったというようなものは、私は誰も得をしないものは建てないほうがいいんじゃないかと、もう最終的にはなっちゃうんですよ。それだと、はっきり言って私ちょっと立場が今あれですけども、監査委員という立場やっていますが、いろんなことを言わなきゃいけないような立場になっちゃう可能性があるんで、私はそんなこと言いたくないです、はっきり言って。だから、できればそのところをしっかりとやっていっていただきたいなというようなことを申し添えておきます。

以上です。

○委員（東口正美君） 今回いただきました陳情、いろいろ聞かせていただきまして、皆様のお声も聞かせていただいて、今このように東大和市として、市議会として、厚生文教委員会として検証させていただいたということを考えれば、趣旨採択をさせていただくのがいいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員（床鍋義博君） これ実際に陳情で趣旨採択という今話が出たんですけども、これは東大和市議会として検証をするという、趣旨じゃなくて、そのまま全部これ採択、普通に趣旨じゃなくて採択して問題ないのかなとは僕は思っているんですが、趣旨というのは、なぜそこで趣旨だったのかなと、検証ですよ。

○委員（東口正美君） ということであれば、ここでさらに検証をしていくという形ですよ。検証をこの場でしていくというのが厚生文教委員会の立場なので、さらに検証をしていくという形ですよ。

○委員（床鍋義博君） それであれば趣旨採択じゃなくて採択でいいんじゃないのかなと、だから違いが。それによって趣旨にする必要があるのか、ないのかということは、普通に僕は採択でいいのかなというふうには思いません。

もう一つ、ちょっとつけ加えると、先ほど事業者がこれ30年土地を無償貸与して事業を行うわけですよ、結構いい場所にね。やっぱり、あその場所ってすごく目立つし、市の拠点としてすごくいいところだと思うんですよ。みんなが集まれるような場所にやっぱりしてほしいと思うので、そういう理念は、もちろん伝えてはいるとは思いますが、伝えてはいるとは思いますが、これまで利用しているほう、また市内にたくさんそういう福祉の関係の人たちがいっぱいいます。そういう人たちが気軽にいけるような雰囲気が、今この陳情の内容と出たデータではなかなか見えないので、これって30年の長きにわたって事業やるのであれば、そういった不信感が最初にあると、これずっと不信感になっちゃうと思うんですよ。そこをうまくコーディネートするのが、私は市としての仕事なんじゃないかなというふうには思います。その助けに議会としてどうやってかわれるのかという形が、もし何かあるのであれば、検証とかするのは必要なかなというふうには思いません。

○委員長（中間建二君） 今自由討議の運用ということで御発言いただいておりますが、きょうの今審議をいただいた陳情について、まさにこの総合福祉センターの基本計画と現在の事業計画が合致しているかを検証してくださいということで、それぞれ今皆さんのほうからさまざまな角度で御質疑をいただいたところでありますが、この陳情をこの後に議会として当然何らかの意思表示をしなければいけないということで、今のところさまざまな御意見、御質疑の中で市のほうの御説明もあったわけですので、検証したということの意味での採択ということでもいいのか、それとも趣旨採択でまとめたほうがいいんじゃないかという御意見と、今2つありましたけれども、今まさに自由討議の場ですので、要は議会の意思表示として、どのような形で取りまとめをすればいいのかということについて、御意見をいただいた上で取り扱いをしたいと思っておりますけれども、この点につ

いてはいかがでしょうか。

○委員（大后治雄君） まさに、今委員長おっしゃられたように、この陳情趣旨の中で東大和市議会として検証してくださいというような陳情趣旨でありますから、この陳情趣旨で皆さんが検討ができたよというようなことであれば、私は採択すべきだろうというふうに思いますし、そうではなく、さまざま意見が出たけれども、そのところはいろいろなところがありますので、趣旨採択でというような立場もあろうかと思えますけども、そのところで皆さんの立場を考えていけばいいのかなというふうに思います。

○委員（西川洋一君） 私は検証したつもりなんですけど、検証した結果、やはり部分的に問題点があると。例えば先ほどの面積の問題ですよね。面積の問題を改善すべきと、私のほうは指摘した意見を出しました。じゃ委員会として、それが改善されなければ基本計画を認めないのかどうかというところまで議論するというふうに、特に求めているように私は思いませんので、この7月の申請までの期間に市としては、やはりこの議会の議論を踏まえて、真剣な対応をしていただきたいというのが一つ。

それから検証のもう一つは、一応基本計画に沿った10事業については、それは入れられて、個々の問題で例えば売店の問題でも、共作連の皆さんたちとの協議の上で、今後どう改善をしていくかというようなこととして、それはそれで検証されたというようなことで、全体としてはやはり私は採択でいいんじゃないかというふうに思います。こうした議論を踏まえて、市側がどう対応してくれるかというのは、市側に責任が負わされたということだと思いますけど。

○委員（関田 貢君） 私は、これ今回はまず設置者が民間の民民の設置者に市は土地を提供して、30年の無償の中で事業を展開していただくと。それには、当然市民の懇談会、あるいは有識者懇談会、あるいは庁舎内の懇談会を経て、基本構想ができ、基本計画の中で生かされて、この基本計画のたたき台で今の設計が出てきた。そして、出てきた中で、今私たちが検証した中で、陳情者の陳情のことを取り上げれば、検証したけれど、ここは不十分だったというのをどう捉えるかという捉え方が、僕はこの民民でお世話になっているということの時間で、この7月までにやはり行政に今のこの心配の不安の訂正部分が本当に改善ができるかどうか、前に進むのか進まないのか、現状維持なのかということ、きちっと進めるということであれば、僕はこの趣旨に対しての、先ほど言われた他の議員が趣旨採択ということの言葉のほうが、僕は適切ではないのかなと。もし、それが現状でイエス、ノーだったらば、これはノーだというふうに言わざるを得なくなるんですね。民民がつくるものに対して、行政がそこへお願いする立場で物事を判断したときに、どこまで市民の声が基本計画の実施の内容が反映できるかということの努力は、お願いしなきゃならないといったときのお願いということは、僕は採択じゃないんだと思うんです。ここの文書からすれば、趣旨採択でお願いの部分を理事者に頑張っていて、この陳情の趣旨に沿うように努力してくださいというのが、僕は本来の姿なのかなと思っています。

○委員（中村庄一郎君） 私は今回のことで、不安の部分のところの解消はどうかなというところがありますけれども、確認ができたかなということもあります。その中では、私の判断としては趣旨採択で、あと委員長、ここで休憩の動議を求めたいと思えますけども。

○委員長（中間建二君） それでは、暫時休憩をいたします。

午後 3時59分 休憩

午後 4時18分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（大后治雄君） さまざまいろんな議論がございました、御意見もございました。採択でありますと、基本的にもう我々はここで検証してしまいましたよというような、ある意味責任放棄ととられかねないような考え方が出てきてしまう可能性があるなどというふうに思うんです、突き放すというか。そこで、議会として、これからもこの問題に関しまして見守りつつ、できれば市にはより丁寧な対応をぜひお願いしたいというふうに思うわけであります。

そこで、この際動議を提出させていただきたいと思います。

本件につきましては、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されることを望みます。委員長におきまして、よろしくお取り計らいのほど、お願いを申し上げます。

○委員長（中間建二君） ただいま大后治雄委員から、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として、直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

25第4号陳情（仮称）東大和市総合福祉センター建設に関する陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4時19分 休憩

午後 4時30分 開議

○委員長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（中間建二君） ここで所管事務調査についてお諮りいたします。

本委員会におきましての所管事務調査として、3点を御提案申し上げたいと思います。

1点目として、東大和市における小・中連携教育の現状と小・中一貫教育の課題について。

2点目として、東大和市立図書館事業の活性化について。

3点目について、市内保育園及び学童保育所の待機児の現状と課題について。

以上、3点につきまして調査事項とし、また調査目的といたしましては、今の3つの現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するためとしたいと思います。

方法でございますが、1、担当部課より説明を求める、2、必要に応じて現地調査を行うこととしたいと思います。

4点目に期限でございますが、調査が終了するまでといたします。なお、閉会中においても継続して調査をすることができるものとする。このようにさせていただきたいと思います。

今申し上げました3点の事項につきまして、本委員会における所管事務調査事項と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決定しました所管事務調査事項を閉会中も継続して審査するため、会議規則第101条の規定により委員長から議長に申し出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中間建二君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（中間建二君） これをもって、平成25年第4回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 4時32分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 中 間 建 二